



不燃化特区支援制度がより使いやすく！！

平成26年度に創設された「不燃化特区」の助成制度が拡充されました。老朽建築物の除却や建替えをお考えの皆さん、是非ご活用ください。他にも助成メニューがあります。下記【お問合せ先】までご連絡ください。



※支援期間：平成32年度まで

除却費用の助成金限度額が増額されました

除却費用の上限金額が2万4千円/㎡から、**2万5千円/㎡**に増額されました。

老朽木造建築物を不燃化建築物に建替える場合

| | | | |
|------|---------------------------------------------------|------|--------------------------------------|
| 助成内容 | 除却費用 全額助成 上限金額：2万5千円/㎡ 延べ面積：1,000㎡まで | 助成要件 | 助成対象者 不燃化建築物の建築主 |
| | 不燃化建築物の設計費および工事監理費 一部を助成 | | 助成対象建築物 |
| | 建物の固定資産税・都市計画税 5年間 全額減免 | | 老朽木造建築物：木造で築15年以上経過 (準耐火・耐火建築物除く) |
| | | | 不燃化建築物：準耐火・耐火建築物 (建物用途は問いません) |

危険老朽建築物を自分で除却する場合

| | | | |
|------|---------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------|
| 助成内容 | 除却費用 全額助成 上限金額：2万5千円/㎡ 延べ面積：1,000㎡まで | 助成要件 | 助成対象者 危険老朽建築物の所有者 または土地所有者 |
| | 土地の上に建っていた住宅を取り壊して更地とする。 | | 助成対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物かつ区が危険と判定したもの |

町屋二・三・四丁目にお住まいの方等で、町屋二・三・四丁目の防災まちづくりに興味があり、協議会にご参加を希望される方は、下記【お問合せ先】までご連絡ください。



【お問合せ先】

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課 (区役所北庁舎 2階⑭窓口)
Tel 3802-3111 (内線 2828) 担当：松田, 長久保

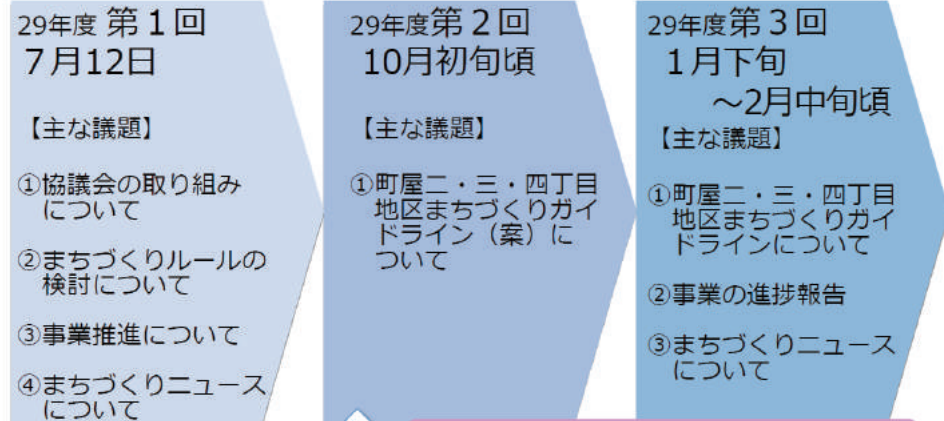
平成29年度の取組みについて



平成29年度第1回協議会の様子

「町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会」では、様々な防災まちづくりの取組みを進めています。

平成29年度の「第1回防災まちづくり協議会(7月12日開催)」において、今年度の取組み内容について協議を行い、今年度は、地区のまちづくりルール(ガイドライン)の検討を中心に下記の通り活動を進めることとしました(検討内容については2, 3ページをご参照ください)。



・防災・減災まちづくりフォーラム 12月2日

事業の周知と啓発
町会役員会等において事業のPR

町屋二・三・四丁目地区のまちづくりルール（ガイドライン）を検討しています。

地区の防災性をより向上させるため、現在の地区計画ではカバーしきれない防災上の課題について、地区の皆さんや新たに建築等をされる方と一緒に取り組んでいきたいことを、地区のまちづくりルール（ガイドライン）として定めることを検討しています。

①ガイドラインの目的と位置付け

- 地区の目標像を地区の皆さんが共通認識として持ち、法や条例のような強制力はないものの地区内の決め事により、防災上の課題を解決していく。

②地区の目標像

- 地区計画の目標（災害に強いまちづくりの実現、多様な用途が調和する街並みの実現）に加え、地区の身近な課題解決や目指すべき事項を整理する。

地区の目標像の方向性

■方向性1【災害に強いまちづくり】

《キーワード（例）》

- 安全な避難路
- 緊急車両の円滑な通行

■方向性2【継続的なまちづくり】

《キーワード（例）》

- まちの人の声の実現

これらのキーワードを基本としながら、地区の目標像を定めます。



③ガイドライン（具体的なルール）

- 地区の目標像の実現に向けた具体的なルールを定める。

《協議会で出された意見》

■ルールを定める上で必要なこと

- どこが改善されるとなによりよくなるのかが分かるとよい。
- 災害の規模により、対策が異なると考えられるため、段階に応じた災害の捉え方が必要。

■方向性1に対応した具体的なルールに関する意見

【緊急車両が円滑な通行のために】

- 幹線道路と周辺道路との交差点部には緊急車両が通行可能なように隅切りを設ける。
- 規模の大きな建物は道路から下げて建てる（例えば、建物の壁面の位置を道路境界から1m下がった位置にする）。
- 電柱設置は道路際とすることに協力する。
- 道路が幅員6m以上あれば消防車の進入もでき、逃げやすくもなる。



■方向性2に対応した具体的なルールに関する意見

【継続的にまちづくりに取り組むために】

- まちに関心をもつ。
 - 課題のある箇所等について意見を発信する。
 - 糸魚川大火が自分のまちでも起こりうる危機感を持つ。
- 公園用地となりそうな土地の情報を区に提供する。



等

協議会の取組みをお知らせしていきます！

協議会での取組みや成果について、町屋二・三・四丁目地域の皆様にもお知らせしていきます。

今年度も本紙『まちやタイムズ』のほか、町会役員会等にお邪魔し、取組み内容等についてご説明を行う予定です。



『防災ワークショップ』、『防災・減災まちづくりフォーラム』を開催します

防災、減災に関連するテーマに基づく『防災ワークショップ』や『防災・減災まちづくりフォーラム』を開催します。

※開催時期などの、詳細については、改めてお知らせいたします。

